

# 埼玉県メディカルコントロール協議会要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、メディカルコントロール体制の構築に関する協議等を行う埼玉県メディカルコントロール協議会（以下、「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この協議会は、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8に規定する協議会とする。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) メディカルコントロールを担当する救急医療機関の選定に関すること。
- (2) 地域メディカルコントロール協議会の担当範囲の区域割りの調整・決定に関すること。
- (3) 地域メディカルコントロール協議会における決定事項等に関する調整・助言に関すること。
- (4) 消防法で規定する傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準（以下、「実施基準」という。）に関する協議及び検証に関すること。
- (5) 実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) その他、県内のプレホスピタル・ケア向上に関すること。

## (構成)

第3条 協議会は、以下に掲げる者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 埼玉県医師会の推薦する者
- (2) 埼玉県内の救命救急センター等に所属し救急医療に精通する医師
- (3) 埼玉県下消防機関の職員
- (4) 埼玉県保健医療部及び危機管理防災部職員

2 協議会に会長、副会長をおき、委員の互選により選出する。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 第1項の規定にかかわらず、会長は適当と認める者を委員に委嘱することができる。

6 会長は必要に応じ、その委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

7 協議会の委員は、やむをえない場合代理者を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から2年とする。ただし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の任期満了の特例)

第5条 会長及び副会長は、その任期の満了後も、後任の会長又は副会長が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(作業部会)

第6条 会長は、必要に応じ協議会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の委員は、関係行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、会長が指名する。

(指導救命士部会)

第7条 指導救命士が指導する際、地域差のない一定水準の質が担保された教育内容の構築や、各種救急業務の改善・向上に対する施策立案等について検討するため、指導救命士部会を置く。

2 指導救命士部会の委員は、地域メディカルコントロール協議会が推薦した指導救命士の認定を受けている者のうちから、会長が指名する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を、埼玉県危機管理防災部消防課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定については、平成30年11月8日に遡及して適用する。